

鳥取県告示第 49 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成20年 2 月 5 日から 2 週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 2 月 5 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
482号	変更前	八頭郡八頭町福井字大成口609-4地先から同町福井字上岸田3-7地先まで	5.2~9.9	97.0
	変更後	八頭郡八頭町福井字大成口609-4地先から同町福井字上岸田3-7地先まで	7.9~21.4	109.0
		八頭郡八頭町福井字大成口599-1地先から同町福井字上岸田4-7地先まで	5.2~7.4	45.0